春日市テニス協会会則

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は春日市におけるテニスの振興発展と技術の向上を図ると共に、会員相互の親睦を図り、 あわせて品性の陶冶及びスポーツ精神の涵養に資することを目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 本会は春日市テニス協会と称し、事務局を春日市内(近隣を含む)に置く。

(事業)

- 第3条 本会は第1条の目的達成のため、次の事業を行う。
 - (1) 各種テニス大会の開催、及び技術向上並び普及に関する事業。
 - (2) 市健康スポーツ課、及び市体育協会主催の事業への参加協力。
 - (3) テニスの普及、振興を目的とする指導、もしくは指導者の派遣。
 - (4) その他、本会の目的達成に必要な事業。

(組織)

第4条 本会は協会加入の各テニスクラブを似て組織する。

(事業年度)

第5条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月に終わる。

(会則の改正)

第6条 本会の会則改正は、総会の議決による。

第2章 会員

(会員)

第7条 本会の会員とは、協会に加入している各テニスクラブの会員をいう。

(団体の入会退会)

- 第8条 本会に入会を希望する場合は、所定の様式により申請しなければならない。 入会については、理事会の承認を必要とし次のいずれにも該当すること。
 - 1 原則 10 名以上の構成員を有すること。
 - 2 団体構成人数の2分の1以上を春日市内に居住し、又は勤務する者(以下「市民等」という)。
 - 3 市民等が団体の代表者であること。
 - 4 規約、会則等が整備されている団体であること。
 - 5 上記以外で、特異なケースが生じた場合は理事会で決める。

(会費)

- 第9条 会費は、春日市テニス協会会費及び春日市スポーツ協会会費とする。
 - 2 春日市テニス協会に加入するクラブは、年1人当たり春日市テニス協会会費として700円及 び別に春日市スポーツ協会から示される会費を、当該年度の4月1日付のクラブ加入者数に応じ て納入するものとする。

- 3 前項の会費を納入する時期は、定期総会時を原則とする。
- 4 前1項及び前2項に定める会費は、4月以降に加入する者であっても全額納入するものとする。
- 5 納入した会費は、理由の如何を問わず返戻されない。
- 6 年度内の途中加入のための会費を納入した会員は、会費納入後3か月を経なければ春日市テニ ス協会が主催する大会への参加費を減免されることはない。

(運営費)

第10条 本会の運営費は、会員からの会費、事業収入、県 市からの補助金及び有志寄付金等により 支弁する。

(義務)

第11条 各クラブは事業及び運営に協力せねばならない。

(除名)

第12条 会員が会則に違反、本会の体面を著しく傷つける言動、誹謗中傷等の行為があったと認め られる時は、警告を発し尚改められない場合、理事会の決議により除名することが出来る。

第3章 役員

(役員構成)

第13条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 理事長 1名

(4) 理事 必要数 (原則 各クラブより1名以上)

(5) 事務局長 1名

 (5)事務局長
 1名

 (6)事務局次長
 若干名(会計業務を含む)

(7) 書記 2名 (理事による持ち回り)

(8) 監事 2名

(9) 顧問 1名(必要と認められる場合)

(役員の選出)

- 第14条 会長及び副会長は理事が推薦した者で、理事会の承認を得る。
 - 2 会長及び副会長は、自動的に本会の理事になる。
 - 3 理事は協会に加入している各クラブの代表者、又は各クラブから選出された者とする。
 - 4 理事長、事務局長、事務局次長、書記及び幹事は理事の中から会長が委嘱し、理事会の 承認を得る。
 - **5 顧問は必要と認められるときに理事会で選出する。**

(役員の任務)

- 第15条 会長は本会を代表し、総会及び役員会を招集しその議長となる。
 - 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその代理をつとめる。
 - 3 理事長は会務を執行する。また、会長の意を受け理事会を招集し、その議長となる。
 - 4 理事は理事会を構成し、総会・役員会の議決を執行し会務を処理する。
 - 5 事務局長は本会の運営に必要な事務を掌る。
 - 6 事務局次長は事務局長を補佐する。また総会時において会計報告を行う。
 - 7 書記は会議時の記録を担当する。
 - 8 監事は本会の会計監査に当たる。
 - 9 顧問は本会の運営に関して助言を与える。

(役員の任期)

- 第16条 役員の任期は2年とする。ただし再選を妨げない。任期途中の交代では新任者は前任者の 任期を受け継ぐ。
 - 2 役員は任期が満了した場合でも、後任者が選出されるまでの間その任務を行うものとする。

第4章 会議

(会議の種類)

- 第17条 会議は定期総会、理事会、三役会、臨時総会とする。
 - 2 定期総会は全役員及び各クラブ代表者で構成し、毎年**3**月に会長が招集して下記事項を審議 し議決する。
 - (1) 年間事業計画
 - (2) 年間予算・決算
 - (3) 役員の改選
 - (4) 会則の改正
 - (5) その他必要な事項
 - 3 理事会は全理事で構成し、理事長が招集して下記事項を審議・決定する。
 - (1) 各大会の実施要項
 - (2) 年間事業計画案
 - (3) 役員の選考
 - (4) 総会議案
 - (5) その他、本会の運営に必要な事項
 - 4 三役会は会長、副会長、理事長、事務局長で構成し会長が必要と認めた時に招集する。三役会 で処理または議決された事項は、後日 理事会の承認を必要とする。
 - 5 臨時総会は会長が必要と認めたとき、または各クラブの3分の1以上から付議すべき議題を 提示して請求があったとき開催する。

(成立)

第18条 会議の成立は、出席対象者の過半数(委任を含む)をもって成立する。

(議決)

第19条 会議の議決は、出席者の過半数の賛成による。可否同数の場合は議長が決定する。

(委任)

第20条 会議に出席できない場合は、所属クラブから代理者を出すか、または他の出席者に委任し 議決権を行使することが出来る。

第5章 その他

(付則)

本会則は平成22年4月1日から施行する。

本改正会則は平成24年4月1日から施行する。

本改正会則は平成25年4月7日から施行する。

本改正会則は平成28年4月3日から施行する。

本改正会則は平成29年4月16日から施行する。本改正会則は平成30年4月1日から施行する。

本改正会則は令和4年4月1日から施行する。

本改正会則は令和5年4月1日から施行する。